

## 埼玉県泌尿器科医会会則

第1条 本会は、埼玉県泌尿器科医会と称し、埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会事務所は、埼玉県医師会内におく。

第3条 本会は、埼玉県において泌尿器科診療に従事する医師で、所定の手続きを経て会員となった者をもって構成する。

第4条 本会は、次の事業を行う。

(1) 泌尿器科に関する学術の研究ならび統計作成資料の提供

(2) 社会保険診療の調査研究

(3) 会員の相互連絡、親睦

(4) その他目的達成に必要な事項

第5条 本会に入会を希望する者は、入会申込書（様式1）に会費を添え、会長に提出するものとする。

2 本会を退会する者は、退会届（様式2）を、会長に提出するものとする。

第6条 本会に次の役員を置き、総会において会員の中から選出する。

会長 1人

副会長 2人

幹事 若干名

監事 2人

会長が必要と認めたときは、埼玉県医師会会长が推薦する同会役員1名を幹事に委嘱することができる。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、会務を分担し、会長・副会長共に事故あるときは予め会長の指名する順位によりその職務を代理する。

4 監事は、会務を監査する。

第8条 役員に任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 本会に名誉会長、顧問を置くことができる。

2 名誉会長、顧問は、会長が委嘱する。

第10条 定例総会は、毎年1回会長がこれを招集し、議長となる。

臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は会員の4分の1以上の要求があったとき、会長が召集し、議長となる。

2 次の事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

(1) 収支予算及び事業計画に関する事項

(2) 収支決算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

3 次の事項は、総会に報告しなければならない。

(1) 役員会における議決事項

(2) 庶務及び会計報告

(3) 事務報告

第11条 総会の議決は、すべて出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第12条 役員会は、会長が招集する。次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 会務執行に関する事項

(3) 会長が特に必要と認める事項

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 本会の会費は、年額貳千円とし、年1回徴収する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第16条 総会及び役員会において決定した事項は、埼玉県医師会長に必要に応じ報告するものとする。

附 則

1. この会則は昭和61年12月25日から施行する。

附 則

1. 平成6年7月17日 一部改正